

要望番号	自治会等名	要 望 事 項	回 答	所管部局及び課室 (関係部局及び課室)										
07020103	加茂まちづくり協議会	<p>雲南市地域づくり活動交付金の使途制限の見直しと地域交付金の算定方法の見直しに関する提案について次のとおり提案します</p> <p>現在、市が独自に定めている自主組織に対する交付金制度については、根本的な見直しが必要であると考えます。もともと交付金とは、地域活動の円滑な運営や住民自治の促進を目的として支給されるものであり、そこに市の思惑や行政上の都合が介入すべきではありません。</p> <p>しかし現状を見ると、交付金の使途や配分に市の意向が強く反映されており、結果として地域の主体性を損なう恐れもあります。自治と自主は同義語であり自治とは「地域が自らの判断で地域を運営すること」であり、市が制度を一方的に定め、その枠内でしか活動できないようにしている現状は、本来の趣旨から逸脱していると言わざるを得ません。</p> <p>交付金は、地域の自主的かつ創意工夫に基づく活動を支えるためのものであるべきです。行政は地域を管理する立場ではなく、あくまで支援する立場であることを再認識すべきです。飲食を伴う活動など、使途に一定の制限が必要な場合があることは理解しますが、それを理由に地域の自由な判断を狭めるような運用は避けなければなりません。</p> <p>したがって、市はこの制度そのものを見直し、地域の自立的な運営を尊重する方向へと早急に改めるべきです。真に「地域とともにある行政」を目指すなら、制度のあり方を根本から問い直すことが求められます。令和7年度に市民から雲南市に対し別添のとおり提案書が提出されそれに対し地域振興課より回答されています。その内容を拝見しますと本要望と同趣旨の内容が提案されています。そして回答の中で「地域づくり活動が対価ありきになることなく、地域住民の皆様の主体的な活動として展開されることを目指すという考えに基づくものです」とあります。雲南市が示されたこの考え方に対し以下の点で強く異議を申し上げます。</p> <p>まず、地域づくり活動とは単なるボランティア活動ではありません。少子高齢化や人口減少が進む中、地域の安全・福祉・環境維持など、市民生活の根幹を支えているのは、まさに地域住民の実践的な労働であります。これらの活動は、市が本来行うべき公共的役務を住民が担っているものであり、その労力には当然ながら一定の対価が発生して然るべきです。「主体的な活動」という美名のもとに、住民の労働を無償化・無価値化するとは、協働という言葉の本来の意味を著しく歪めるものです。真の協働とは、行政と地域が対等な立場で責任と成果を分かち合うことであり、一方的な精神論や奉仕の押し付けではありません。さらに言えば、地域が自主的に考え、主体的に事業を展開しようとする際に、その原資である交付金の使途を行政側が制限すること自体が、主体性の否定にほかなりません。「主体的に」と言いながら、「市の枠内でしか動いてはならない」とするこの矛盾した姿勢は、もはや「管理された主体性」であり、地域自治の理念に反するものです。</p> <p>市は、地域に対して事業や協働を依頼する際には、「市民とともに進める協働のまちづくり」を掲げますが、いざ地域が自主的に行動を起こすと、その自由を制限する。この二重構造こそ、地域の自立を阻む最大の要因です。</p> <p>地域住民が自らの地域をより良くしようと行動することは尊いことです。しかし、その努力を「感謝の言葉だけで報いる」のであれば、いずれ誰も担い手はいなくなります。持続可能な地域づくりのためには、労働に対して正当な対価を支払うという基本的な価値観を、行政自らが率先して認め、支援する姿勢が不可欠です。</p> <p>【については、次の点を強く提案します】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域交付金の使途制限の一部を撤廃し、真に地域振興に資する交付金とする事。</li> <li>2. 地域づくり活動に従事する者の労働を「奉仕」ではなく「役務」として適切に評価すること。</li> <li>3. 「協働」という言葉を、行政の都合による責任転嫁ではなく、真の対等なパートナーシップとして再定義すること。</li> </ol> <p>地域を支えているのは、理念ではなく現場で汗を流す人々の行動であることを、今一度認識していただきたい。</p> <p>次に現在、市内各地域に交付されている地域交付金について、一人当たりの交付額において別添のとおり最低と最高で実に17倍もの差があることが判明しております。この著しい格差について、市は「一定の活動をしてもらうために均等割を増やしている」と説明されていますが、この説明は到底納得できるものではありません。</p> <p>まず、地域づくり交付金の根本的な趣旨は「地域が主体的にまちづくり活動を展開するための基盤的財源」を確保することにあります。したがって、人口や活動量、地域規模に応じて公平に配分されるべきものであり、過度に均等割を重視することは、むしろ公平性を損なう結果となります。特に、我が町のように人口規模が比較的大きく、日常的な地域活動や運営経費、事務作業量も多い地域においては、現行の配分方式では到底実態に見合った運営が困難です。このような状況は、人口が多く活発に活動している地域ほど不利になるという逆転現象を生み、結果として「努力する地域が損をする制度」となっております。</p> <p>また、「均等割を増やすことで活動を促す」という考え方は、実際には人口規模の小さい地域への過剰な優遇につながり、活動の活性化とは必ずしも結びついていません。地域活動の真の活性化とは、人口・面積・活動量・地域課題などを総合的に考慮し、それぞれの実情に応じた支援を行うことによって実現されるものです。</p> <p>【については、次の点を強く要望いたします】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行の交付金算定方式を全面的に見直し、人口規模や地域活動実績に応じた適正な配分とすること。</li> <li>2. 「均等割」を過度に重視した配分を是正し、「人口割」「活動実績割」「地域規模割」などの複合的な算定方式を導入すること。</li> <li>3. 各地域の実情を反映するため、算定基準の策定過程に地域代表が参加できる協議の場を設けること。</li> </ol> <p>地域づくりの活性化は、制度の公平性と透明性の上に成り立つものです。現行の配分格差を放置することは、市全体の地域力の低下を招くものであり、早急な見直しを強く求めます。</p>	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実施します</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>現時点での対応は困難です</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>基準に満たないため対応できません</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>その他( 下記のとおり )</td> </tr> </table> <p>■提案事項について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域交付金の使途制限の一部を撤廃し、真に地域振興に資する交付金とすること ⇒ 地域づくり活動等交付金は、地域自主組織の自主的かつ自発的な取り組みの支援を目的に、平成24年度に創設して以降、制度改正を重ねながら運用を行っているところです。 3年を1期として、制度の検証や見直しを実施しており、地域自主組織が活用されるうえで、できる限り自由度の高い交付金となることを念頭に置いておりますが、交付金の財源に過疎債(ソフト事業)や国の交付金、介護保険財源などを充当している関係から、交付金を充当できる費目に一部制限を設けざるを得ない状況があります。 引き続き、地域づくり活動に取り組まれるうえで有効な交付金制度となるよう検討を進める考えですが、上記の理由などにより、内容によっては使途制限の撤廃が困難となることも想定されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</li> <li>2. 地域づくり活動に従事する者の労働を「奉仕」ではなく「役務」として適切に評価すること ⇒ 地域づくりを進めるためには、地域住民の皆さんが主体的に地域づくり活動に関わっていただくことが重要と考えておりますが、全ての地域づくり活動が住民の皆さんのボランティアを前提として継続性を担保することは困難な面があると考えております。 地域づくり活動には、地域に居住する多くの住民にとって共益となる事業のほか、特定の住民を対象としてサービスの提供を行う事業も想定されます。後者の場合、サービスを提供する方の負担や事業の継続性などを考慮し、受益者から一定の負担をいただいうえで、サービス提供される方への謝礼などに充当するという仕組みを検討することも一つの手段ではないかと考えられます。 地域づくり活動等交付金を、地域住民への謝礼等に充当できるようにすべきとお考えもあるかと存じますが、交付金は地域づくり活動の中核を担う地域自主組織の職員配置に係る人件費支援の側面が大きく、地域住民の取り組みに対する謝礼等の支払いを前提とした積算は行っておらず、また、それを加味した交付金の算定を行うことも困難な状況でありますこと、ご理解いただけますと幸いです。</li> <li>3. 「協働」という言葉を、行政の都合による責任転嫁ではなく、真の対等なパートナーシップとして再定義すること ⇒ 市のまちづくりの最高規範となる「雲南市まちづくり基本条例」において、「協働」とは、「市民、議会及び行政が対等な立場に立ち、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとりが意識を高め合い、役割と責任を担い合いながら共通の目標に向かって取り組むこと」と定義しています。 また、地域を包括する主体である地域自主組織と「地域と行政の協働のまちづくりに関する協定書」を締結し、この協定に基づいて、相互に情報を共有し、対話を行いながら取り組みを進めてきたと考えております。 これまでも、地域と行政は対等な立場であることを前提として、行政から地域への一方的な押し付けや強制にならないよう、地域自主組織の皆様との対話を重視して取り組んできた認識しており、それはこれからも不変であり、大切にしていこうと考えています。</li> </ol> <p>■要望事項について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行の交付金算定方式を全面的に見直し、人口規模や地域活動実績に応じた適正な配分とすること ⇒ 地域づくり活動等交付金は、地域自主組織の取り組み支援を目的に交付しておりますが、その中でも、地域づくり活動の中核を担う地域自主組織職員の配置に係る人件費支援の位置づけが強いものとなっております。 交付金の算定にあたって、主要三本柱(地域づくり、地域福祉、生涯学習)の取り組みを進めるうえで必要な職員雇用に関する経費は、いずれの地域にも共通する基礎的な経費として、地域自主組織の規模等に関わらず基本的に一律で積算を行っているところです。 そのうえで、地域の人口や面積、交流センターの利用率などを考慮して積算した人件費及び事業費を加算して、現行の交付金の額を算出しております。 なお、加茂まちづくり協議会については、町を一つのエリアとする組織規模や組織再編の経過などを踏まえ、人件費や事業費の算定にあたって加算を行っていることはご承知のことと存じます。 交付金制度は、3年を1期として検証を行いつつ見直しを行っています。現行制度は令和7年度から令和9年度までの期間で運用する方針としており、この間の検証を踏まえて次期制度に反映する考えです。 現時点においては、交付金制度の全面的な見直しを行うことは困難ですが、地域自主組織の皆様との意見交換等を踏まえながら、次期以降の制度を検討していきたいと考えております。</li> <li>2. 「均等割」を過度に重視した配分を是正し、「人口割」「活動実績割」「地域規模割」などの複合的な算定方式を導入すること ⇒ 交付金制度の見直しに係る考え方は、上記「1」のとおりとなります。 なお、活動実績割についてですが、地域における状況は様々であり、その状況によって活動内容も多種多様である中、地域ごとの活動実績を一概に比較することは困難であると想定しています。</li> <li>3. 各地域の実情を反映するため、算定基準の策定過程に地域代表が参加できる協議の場を設けること ⇒ 地域づくり活動等交付金の制度見直しにあたっては、これまでも地域自主組織の皆様と対話しつつ検討し、制度反映を行ってきた経過がございます。今後も同様に進める方針に変わりございませんので、ご協力賜りますようお願いいたします。</li> </ol>	<input type="checkbox"/>	実施します	<input type="checkbox"/>	計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定)	<input type="checkbox"/>	現時点での対応は困難です	<input type="checkbox"/>	基準に満たないため対応できません	<input checked="" type="checkbox"/>	その他( 下記のとおり )	政策企画部地域振興課
<input type="checkbox"/>	実施します													
<input type="checkbox"/>	計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定)													
<input type="checkbox"/>	現時点での対応は困難です													
<input type="checkbox"/>	基準に満たないため対応できません													
<input checked="" type="checkbox"/>	その他( 下記のとおり )													